

平成28年度

施政方針

宮城県 美里町

平成２８年第１回町議会定例会の初日に当たり、わたくしの所信を申し上げますとともに、平成２８年度の施政方針につきまして、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

美里町は、本年１月１日をもって旧２町の合併から、１０年を経過いたしました。

１１年目の町政運営となる平成２８年度は、合併して誕生した「美里町」の第２ステージへのスタートの年であります。旧２町の一体感の醸成に努めてきた第１ステージに引き続き、第２ステージでは「安定と成長」が私たちに課せられた使命であり、これからのまちづくりこそが、合併の真価が問われてくるものと、深く自覚しているところであります。

さて、国内外の政治情勢を眺めますと、国内においては、第二次安倍晋三内閣が昨年秋に、「新・三本の矢」すなわち名目ＧＤＰ６００兆円、希望出生率１．８、介護離職ゼロの達成を当面の目標にかかげ、「一億総活躍社会」の実現に向けた政策を強く打ち出しております。

一方、国外においては、ＩＳ・イスラミックステートによる過激なテロ事件、中東におけるシリア難民問題、北朝鮮の長距離弾道ミサイルの発射など、私たちに不安と脅威をもたらす出来事が国際社会の中で発生しています。

こうした中で、今月１１日をもって、東日本大震災の発生から５年目を迎えます。本町としては、将来にわたって大震災の教訓を決して忘れることなく、「安全、安心、そして平和な社会の構築」に、今後とも努めていかなければなりません。

また、町民の皆様が日々の暮らしにおいて幸せを実感し、安定した生活を営んでいただくためには、町の地域経済の底上げこそが今後の重要課題であると認識しているところであります。希望を生み

出す力強い地域経済の振興と基盤の確立に向けた取組を、精力的に進めてまいり所存であります。

更には、多くの町民の皆様のお力添えにより策定した美里町総合計画・美里町総合戦略が本年4月からスタートいたします。本計画の推進に当たっては、重点政策分野として位置付けている「教育環境の向上」、「子育て支援」、「人口減少社会の克服」の各分野についても先見性と独創性に富む取組を積極果敢に進め、本町の将来像である「心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち」の実現に向けて邁進してまいります。

わたくしの政治信条は「至誠天に通ず」であります。常に誠意をもって事に当たればおのずと道は開ける。わたくしにとって3年目となります平成28年度におきましても、この思いで自らが先頭に立ち、行財政運営のかじ取り役を全うしてまいり覚悟でありますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、各分野にわたり、順次わたくしの所信を申し上げます。

はじめに、歳入の確保について申し上げます。

本町のような依存財源が高い比率を占めている自治体にとって、今後自立した行財政運営を目指していくためには、安定した自主財源の拡充対策が不可欠であります。今後、新たな自主財源をつくり出す政策を模索すると同時に、現在の町税をはじめとする既存の自主財源を確保するための対策についても着実に進めなければなりません。そのためには、納税者の利便性を向上させるための納税環境の整備、滞納者の解消につなげる納付推進センターによる納付の呼びかけ及び町民の納税意識を向上させるための租税教育等について、平成28年度においても積極的に取り組んでまいります。

また、町の行財政運営において必要な歳入を確保するためには、国・県等の財源を有効に活用することが重要となります。こうしたことから、国・県の政策動向の把握に努め、国・県等の財源を最大限に活用してまいります。

次に、地域づくりに関する施策について申し上げます。

町内の各地域において、それぞれの地域の特色を生かした行政区・自治会の活動が自主的に運営されております。地域活動を担う人材育成をはじめ、さまざまな地域課題について、住民が主体となり、自ら課題を解決できるよう各種研修や講習会などを開催し、各地域が抱える課題の解決について支援するとともに、住民が自主的に活動する多様な地域活動を支援してまいります。

次に、非核・平和事業について申し上げます。

非核・平和事業につきましては、世界唯一の被爆国として、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い、若い世代に平和の尊さを学ぶ機会を提供することを中心として、非核・平和事業を推進してまいります。また、核兵器の廃絶と戦争のない世界の実現に向け、平和や生命の尊さを理解し、他国を尊重する、国際社会の発展に寄与する人材の育成に努めてまいります。

次に、地域間交流事業について申し上げます。

町名に「美里町」が入っている縁で交流を続けてまいりました福島県会津美里町と、平成２８年１月に友好都市協定を締結いたしました。今後は、これまでの交流事業に加えて、新たに両町の住民同士が交流を深めていけるような事業について協議を進め、実施してまいります。

次に、国際交流事業について申し上げます。

本町と国際友好姉妹都市であります米国ミネソタ州ウィノナ市と

の交流につきましては、平成２８年度におきましても、中学生及び高校生の相互訪問を継続して実施してまいります。

次に、定住促進事業について申し上げます。

平成２７年度から取り組みました定住促進事業につきましては、本町に持家を取得し定住する方に対しての支援、更には転入する子育て世帯に対しての支援を厚くすることにより、若い世代の定住に繋がるよう努めてまいりました。平成２８年度におきましても、引き続き通勤や通学に便利な美里町の特性を生かし、制度を広く周知していくことに努め、積極的に事業を推進してまいります。また、定住支援の一環として、空き家等情報の収集及び提供にも努めてまいります。

次に、防犯対策について申し上げます。

防犯対策につきましては、全国的に複雑多様化、凶悪化する犯罪が増加する傾向であることを踏まえ、平成２８年度におきましても、遠田警察署及び町内の防犯関係機関・防犯関係団体、小中学校、ＰＴＡなどと連携を図りながら、地域の安全運動の推進を強化し、住民皆様への防犯対策の呼びかけと犯罪の抑止に努めてまいります。

また、平成２５年度から３か年計画で実施してまいりました防犯灯のＬＥＤ照明改修事業につきましては、平成２７年度で事業が完了することから、今後は適切な維持管理に努めてまいります。

次に、交通安全対策及び交通対策について申し上げます。

交通安全対策につきましては、美里町交通安全計画に基づき、交通安全指導隊をはじめ、関係機関と連携した参加型、協働型の交通安全活動を推進するとともに、交通安全思想の普及啓発に努めてまいります。

更に、飲酒運転の根絶と子どもや高齢者など、交通弱者の交通事故防止に重点を置き、「人」の視点に立った通学路や生活道路、幹線

道路における交通安全施設等の整備を図りながら、交通死亡事故ゼロのまちを目指した取組を進めてまいります。

住民バスの運行につきましては、利用者の要望に応じた運行路線の見直しや、平成２７年度から南郷地域に導入したデマンドタクシーの運行など、地域公共交通の効果的な運行体系の確立を目指してまいります。また、高齢者等の交通弱者にとって利便性の高い身近な移動手段として、「安全・安心」な運行を実施してまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

防災対策につきましては、「美里町地域防災計画」に基づき、引き続き、体制整備等の一層の充実を図ってまいります。

放射能問題につきましては、継続して取り組んできました空間放射線の監視と、給食や町内産食品等に含まれる放射能の測定・分析を平成２８年度におきましても継続して実施してまいります。

総合防災訓練につきましては、東日本大震災の教訓から、公助と共助の役割の連携に重点をおいた訓練が必要と考えており、平成２８年度におきましても、発災対応型及び地域住民参加型訓練を実施するとともに、住民参加型の原子力防災訓練についても引き続き実施してまいります。

地域防災につきましては、行政機関や消防機関だけでなく、自主防災組織や企業などを含めた、地域が一体となった地域総合防災による取組が有効的であります。このことから、自主防災組織間の連携強化など、地域総合防災体制の一層の強化に対し、今後も引き続き支援してまいります。

災害時の応援等の協定につきましては、平成２７年１０月に山形県最上町と、原子力災害時における町民の避難受入れ等の対応も想定した災害時相互応援協定を締結いたしました。今後も、災害に対する備えを一層強化するため、近隣企業、事業所及び遠隔地の自治体との協定締結について積極的に進めてまいります。

防災行政無線につきましては、戸別受信機設置に対する補助金交

付制度を新たに導入し、聞こえにくい地区、聞こえにくい場所の解消に努めてまいります。

自然災害、特に水害予防対策におきましては、近年、局地的集中豪雨等が全国各地で発生し、大きな被害をもたらしていることから、町といたしましてもその対策が重要と考えており、仙台管区気象台の気象に関する「防災情報提供システム」や宮城県の「土砂災害警戒システム」等を活用して常に最新の情報を収集し、住民に対して適時適切に提供できるよう対応してまいります。また、国及び宮城県に対しては、河川の管理者として、河川の継続的な巡視及び管理並びに抜本的な整備を適切に実施するよう働きかけてまいります。更に、気象庁等が設置する気象観測装置が町内においては未設置であったことから、平成28年度において気象観測システムを新たに整備してまいります。

消防団につきましては、火災のみならず、地震、大雨などによる災害時の応急対応と住民に対する避難情報の伝達、被害情報の収集等、その果たす役割は非常に大きなものがあります。特に火災発生時には、消防団による初期消火活動の重要性が高いことから、消防団員の確保に努めるとともに、遠田消防署等関係機関の協力を得て団員の規律や操法技術の向上、更には消防団組織の充実強化に一層努めてまいります。

また、予防消防の観点から、住宅用火災警報器の設置促進、維持管理の周知、火災予防広報等の啓発活動につきましても、婦人防火クラブ、消防団後援会等の関係団体と連携しながら、引き続き推進してまいります。

更に、非常時に災害対策本部が設置される役場本庁舎及び南郷庁舎、町の医療拠点である町立南郷病院及び飲料水を供給する水道事業所の4施設におきましては、災害発生時においても一定の電力を確保することから、平成26年度に長期の停電にも対応する蓄電池を備えた太陽光発電システムを整備いたしました。今後、災害発生時において、これら4施設が災害救助におけるそれぞれの

役割と機能を十分に発揮して、住民の災害被害を最小限に食い止めることができるよう、設備の維持管理と一層の機能強化に努めてまいります。

次に福祉施策について申し上げます。

高齢者が安心して暮らせるための対策並びに地域で支え合う社会の充実につきましては、平成27年3月に策定いたしました「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、「高齢者が生き生きと暮らせる健やかで安心なまちづくり」を基本理念として、一人ひとりの状況とニーズに応じた医療や介護サービスの提供に努めていくとともに、高齢者が社会のさまざまな場面において、元気にはつらつと活躍できるまちづくりを進めてまいります。更には高齢者を対象とする各種の福祉サービスが、日常生活の場で、包括的かつ継続的に提供されるよう関係機関と連携を図りながら、サービス提供基盤の整備に努めてまいります。また、少子高齢化や核家族化の進行により、近年では養護が受けられない高齢者が増加していることから、高齢者の生活実態を把握し、それぞれの状況に応じた適切な対応に努めてまいります。

介護予防対策としましては、高齢者がいつまでも健康で元気に暮らすために、身近なところで介護予防の取組ができる環境づくりに努めてまいります。また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、自助、共助の精神を醸成しつつ、地域における見守りや日常生活を支援する体制の構築を目指し、関係機関との連携を進めてまいります。

介護保険事業につきましては、平成26年度に改正された新制度への移行を順次進めているところであります。住民の皆様に対し改正後の制度の周知を図るとともに、要介護者及び要支援者の状況を踏まえた適切な介護サービスが提供されるよう事業の運営に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、「第2期美里町障害者計画・第4期美

里町障害福祉計画」に沿って、障害の有無にかかわらず、すべての住民が地域の一員として自立し、共に生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、障害福祉サービスをはじめとする各種支援施策を展開してまいります。

また、親亡き後の対応として、将来にわたり安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を図り、障害者とその家族の抱える不安解消や適切なサービス利用を支援してまいります。平成28年4月から障害者差別解消法が施行されますので、相談窓口の障害者相談支援センターと連携し、障害を理由とした差別が行われないよう、啓発活動などを積極的に実施するとともに、発達に不安のある親子の療育相談を行う早期療育支援事業を引き続き実施し、健やかな子どもの成長と保護者の子育てを支援してまいります。

次に保健衛生及び医療施策について申し上げます。

生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進につきましては、「美里町健康増進計画」及び「第2期美里町食育推進計画」に基づき、住民一人ひとりが自らの健康を守るための健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康で自立した生活が送れるよう関係機関と連携し各種事業を実施してまいります。

健康寿命の延伸を実現するためには、合併症の原因となる肥満、高血圧症及び糖尿病など生活習慣病の予防や重症化を予防することが大切です。食育推進事業など乳幼児期からの望ましい生活習慣形成のために保護者への働きかけを行うとともに、疾病の早期発見、早期治療を図るため、各種検診の受診率向上を目指した取組を継続してまいります。また、健診実施後には、各種健康教室や個別での保健指導を充実させ、生活習慣改善行動を促すための対策を推進してまいります。

健やかな母子保健活動の推進につきましては、乳幼児等を取り巻く環境が変化する中で、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しており、家庭の状況に応じた個別支援が大切となっています。乳

幼児健診や育児相談、家庭訪問を実施するとともに、養育支援が必要な家庭には地域や関係機関と連携しながら、子どもの健やかな成長と育児に対する支援に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の高齢化が進み、構造的問題がより一層深刻さを増す中、社会保障と税の一体改革や保険者の広域化の動向を注視しながら、財政基盤となる国民健康保険税の収入確保に努めてまいります。また、相互扶助である国民健康保険制度の健全な運営を図るとともに、各種検診料に対する助成の継続や特定健康診査、特定保健指導の実施に引き続き努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましても、国の社会保障制度改革の動向を注視し、宮城県後期高齢者医療広域連合と引き続き連携を図りながら、町内約4,000人の被保険者の方々が安心して医療を受けられるように、健全な制度運営に努めてまいります。

地域医療につきましては、周辺自治体との連携を強化し、大崎・栗原医療圏としての救急医療体制の充実・整備を進め、また、遠田郡医師会及び大崎市医師会等との連携・協力や町立南郷病院での対応により、平日夜間及び休日の初期救急医療体制の整備・維持に努めてまいります。

町立南郷病院につきましては、今後とも地域の医療拠点として、良質な医療サービスの提供に努めるとともに、平成28年度におきましては、新公立病院改革プランを策定し、健全な経営を目指してまいります。

次に、子育て支援施策について申し上げます。

近年、働きながら子育てをする保護者が増え、保育の需要が一層高まる一方で、保育士の不足により、待機児童を受け入れることができない状況が続いております。今後は、保育を必要とする子どもたちに必要な保育環境を提供するために、保育士の確保に努め、また、民間事業者と協力し保育施設の拡充を図り、待機児童解消に努

めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、これまで対象学年を3学年までとしていましたが、その対象を4学年までに引き上げ、保護者が昼間家庭にいない児童に対して下校後の生活の場を提供し、保護者の子育てと仕事の両立を支援してまいります。

出産や子育てに不安な家族を支援するための対策につきましては、妊娠期から切れ目のない子育て支援を進めるため、子育て期に必要な情報を提供し、安心して子育てできる環境を整備してまいります。また、現在の子育て支援センターの保育士の名称を「子育てアドバイザー」と改称し、身近な「子育て相談の場」として保護者等を支援してまいります。更に、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問し、適切な指導・助言を行い、出産・子育てへの不安解消に努めてまいります。

児童虐待を防止するための対策につきましては、美里町要保護児童対策協議会等の関係機関と連携しながら、児童虐待の発生を未然に防ぎ、また、虐待の早期発見に努め、発生した場合には児童の安全を確保するため、具体的な支援内容を検討する個別ケース会議を開催し、初期対応を迅速かつ的確に行ってまいります。

次に、生活環境及び消費者行政について申し上げます。

空き家対策につきましては、「美里町空き家等の適正管理に関する条例」を制定して、現地調査及び行政指導を実施してまいりました。平成28年度におきましても、現地調査及び行政指導の適切な運用を図り、良好な生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、住民の安全で安心な生活の確保に努めてまいります。

環境行政につきましては、清潔で美しいまちづくりを進めるため、公衆衛生組合連合会及び地区衛生組合に対する支援を実施するとともに、環境美化に取り組む各種関係団体の活動を支援し、ごみのない快適なまちづくりを推進してまいります。また、循環型社会の形成を一層充実していくため、廃棄物の減量化、リサイクルなどの環

境に配慮した取組を実施し、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒ（スリーアール）運動によるごみ減量化、再資源化を推進してまいります。

東京電力福島第一原発事故の影響によって、これまで処理することができなかった道路側溝の汚泥につきましては、平成２７年度から一定基準以下の汚泥について中間処理業者に委託し、処理を行ってまいりました。平成２８年度におきましても引き続き、安全を確認の上、随時、処理を行ってまいります。

また、不法投棄監視パトロールを実施するとともに、地区における防疫事業と害虫駆除に対しても支援を継続し、衛生的で快適な住民の暮らしを守ってまいります。

消費者行政につきましては、平成２８年度においても、国の消費者行政活性化事業並びに消費者行政推進事業に引き続き取り組んでまいります。悪徳商法による消費者被害の防止対策や多重債務者の相談事業につきましては、これまでと同様に消費生活相談員を配置して解決に向けた助言やあっせんを実施してまいります。また、近年では、劇場型勧誘やインターネット通販によるトラブル、架空請求、送り付け商法等による被害が全国的に多発しており、本町におきましても同様の被害が発生する可能性があることから、関係機関との連携を強化して被害にあわないよう事前防止に努めてまいります。

次に、産業行政について申し上げます。

地域経済は、高度経済成長期を経て、右肩上がりの成長を経験する一方、グローバル化、情報化、少子高齢化などの進行を受け、バブル経済崩壊以降は、長期にわたって停滞・低迷を続けている状況にあります。

政府は、雇用や賃上げ、税収面などをとらえ「もはやデフレではない」との見解を示し、長らく続いた景気低迷は確実に回復軌道を歩んでいるとしていますが、地方を取り巻く経済情勢は、経済成長

を遂げてきた時代とは大きく異なっていることは明らかであり、地方経済は構造的な時代の転換点を迎えております。

大筋合意に至った環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）に関しては、地方経済の大きな不安要素ともなり、基幹産業の農業はもとより、物品やサービス、知的所有権、投資、労働など、社会経済にかかわる仕組み・制度が変更を余儀なくされ、住民の生活が一変する可能性すらあります。

しかしながら、ＴＰＰをはじめ、東アジア地域包括的経済連携や日中韓自由貿易協定、日本ＥＵ経済連携協定の交渉など、自由貿易の世界的潮流を変えることは大変難しく、また、地方経済の構造的な課題を前に、その備えと新たな行動は避けられないものであります。

こうした中、美里町総合計画・美里町総合戦略における産業政策の構築においては、４つの政策、１０の施策に再編を行いました。経済環境が急激に変化している中、この変化に地域経済が対応していないことが要因であるにとらえ、地域経済を支えてきたこれまでのシステムを刷新する必要があると認識し、ＡＳＡＨＩプロジェクトとして重点施策の位置付けを明確にしたところであります。

はじめに、町の基幹産業である農業振興について申し上げます。

グローバル化に対応できる効率的かつ安定的な農業経営を促進するとともに、地域農業のビジネスモデルの創出を図るため、新たに集落営農組織の法人経営加速化支援（実践型）事業に取り組み、生産から流通・販売、そして、自律的な土地利用を可能とする集落営農組織の法人化を支援してまいります。

また、農産物の付加価値を高めるための基礎的な知識の習得を促進し、将来の実践者を育成するセミナーを新たに開催してまいります。更に、町内農産物を活用した商品化や既存商品の改善などを支援する付加価値創出支援事業を新たに実施し、農商工連携及び六次産業化の取組を促進するとともに、地場産商品の底上げを図ってまいります。

産地の形成に向けた取組につきましては、平成２７年度から着手してまいりました農産物産地形成促進事業及び契約栽培総合支援事業を引き続き推進し、併せて今後の需給状況を見極めながら、地域振興作物の選択と集中に取り組んでまいります。

最大の生産基盤である水田をフルに活用し、農業所得の安定及び向上を図り、ひいては、人材育成、産地形成を強力に後押しすることが肝要であり、経済的インセンティブを生かした政策手法としての認識を新たに、国及び県との連携を図りながら、土地利用型農業の積極的な展開を推進してまいります。

一方、農業従事者の減少及び高齢化、若年層の流出などにより、従来の農村機能の低下が懸念されております。農業生産基盤を適切に管理していくためにも、集落機能の維持向上は不可欠な取組であり、地域ぐるみで保全管理に取り組むことが求められることから、農地・水保全管理事業の継続実施により、保全活動の取組を支援してまいります。

畜産振興につきましては、平成２９年に宮城県を会場に開催されます全国和牛能力共進会を契機に、品質及びブランド力の向上につながるよう優良繁殖牛導入の支援を推進するとともに、今後、ＪＡみどりのが計画しております畜産クラスターへの支援を通じ、次世代につながる和牛改良技術の向上を図ってまいります。

次に、商工・観光行政について申し上げます。

県内の経済情勢につきましては、個人消費など一部に弱い動きがみられるものの、生産は横ばい傾向であり、住宅投資、公共投資や求人倍率は高水準で推移しているなど、基調としては穏やかに回復していると言われております。一方、町内の商工業についても穏やかな持ち直し傾向にあり、個人消費も底堅い動きとなっております。今後も町内商工業者の育成及び経営改善を促進するため、遠田商工会への支援を通じ、商工・サービス業の振興を図ってまいります。

また、中小企業者における円滑な資金運用を促進するため、中小

企業振興資金融資制度により資金調達を支援することで経営の維持・拡大を図るとともに、企業立地促進奨励金制度及び東日本大震災復興特別区域法による民間投資促進特区制度等を活用し、新規立地した事業所や既存事業所の事業拡大を支援してまいります。

更に、産業競争力強化法に基づく美里町創業支援事業計画を策定し支援体制を整備するとともに、関係機関と連携しながら町内の起業支援や第二創業支援に取り組んでまいります。

観光・物産の振興につきましては、美里町物産観光協会と連携し、各種観光イベントや物産展を実施してまいります。

また、引き続き町の魅力を発信する場として美里町総合案内所の運営を推進してまいります。更に、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会等の関係機関と連携し、PR・誘客事業に取り組むことにより、物産観光振興、交流人口の増加に努めてまいります。

美里の豊かさのカタチを作り上げるため、中核を担いますのが、美里町産業活性化拠点施設の整備であります。本拠点施設の整備に向けた取組につきましては、平成26年度美里町産業活性化戦略会議及び平成27年度美里町産業活性化拠点施設整備検討会議を経て、施設整備の基本計画が平成27年度内に策定を完了する予定であります。この基本計画に基づき、各種手続及び用地測量に着手するとともに、管理運営主体となる組織の検討に着手してまいります。

次に労働行政について申し上げます。

平成27年11月末現在におけるハローワーク古川の有効求人倍率が1.32と高い水準にあり、宮城県の新規高卒者の就職内定率も92.9パーセントと高い数字で推移し、雇用情勢は大きく回復しております。そのような状況の中、町としては関係機関と連携を図りながら、雇用情報を定期的かつ効果的に収集し、広く周知活動を展開するとともに、ハローワーク、職業能力開発機関等と連携を図り、離職者支援に努めてまいります。

また、高齢者の社会参加及び就業を促進するため、引き続きシル

バー人材センターの事業運営を支援いたします。

次に、土木行政について申し上げます。

はじめに、道路事業について申し上げます。依然として震災の影響が道路施設の細部まで及んでいるため、平成28年度の道路維持管理業務につきましても、通常の維持管理業務に加え、点検、パトロール等を強化しながら維持補修を行い、安全な通行が確保できるよう努力してまいります。また、整備箇所については、継続事業を中心に実施し、主に交付金事業で実施しております牛飼地区と不動堂地区の整備を進めてまいります。

国道及び県道の整備や維持補修につきましては、「美里町内国道・県道整備促進期成同盟会」を中心に要望活動を行ってまいります。

排水対策事業につきましては、引き続き排水不良箇所の整備や適正な維持管理に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、引き続き、公共下水道事業に取り組んでまいります。また、老朽化した公園施設については、長寿命化計画に基づく改築工事を計画的に行ってまいります。更に、公園やチビッコ広場の適切な維持管理に努めるとともに、安全で安心して利用できる憩いの場を提供してまいります。

建築事業につきましては、東日本大震災の教訓から、耐震診断助成事業、耐震改修助成事業を積極的に展開するとともに、道路沿いの危険なブロック塀等の除去に対する助成事業についても引き続き実施してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

水道事業につきましては、今後も安定した経営に努め、これまで個別に発注管理してきた業務を包括的に委託することにより、業務の効率化とコスト縮減を図ってまいります。

平成28年度におきましても、漏水調査を重点的に実施し、発見した漏水箇所を補修、改修することにより有収率の向上を図るとと

もに、石綿セメント管の更新についても、引き続き計画的に実施してまいります。

次に、下水道施策について申し上げます。

下水道事業につきましては、未整備地区の早期概成^{がいせい}を目指して平成27年度に見直しを行いました美里町下水道基本構想に基づき、不動堂地区、本小牛田地区、北浦地区、青生地区の整備を進め、供用区域の拡大を図るとともに、浄化槽設置助成事業につきましても継続して実施し、公共用水域の水質保全を図ります。平成27年度に作成した南郷地域排水実施計画に基づく、雨水対策事業につきましては、平成30年度からの事業実施に向け準備を進めてまいります。

また、平成28年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、長期的に安定した経営を目指すとともに、下水道接続のための新たな助成制度の創設により水洗化率の向上を図り、一層の健全経営に努めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

教育行政におきましては、平成27年5月に設置しました総合教育会議において、小中学校の再編や重点的に講ずべき施策等を教育委員会と協議、調整を進めてまいります。また、本町の教育、学術及び文化に関する総合的な施策となる大綱を本年度に策定してまいります。

次に、小学校教育及び中学校教育について申し上げます。

基礎的学力を定着させるために、教育委員会に学校教育専門指導員を配置し、小中学校における教職員を指導してまいります。更に各学校に学力向上支援員や教員補助員等を引き続き配置し、その児童生徒に適した指導を行ってまいります。

また、児童生徒が自ら学ぼうとする意識を醸成するため、これま

でと同様に地域の方々の協力を得て「学び支援事業」を継続して実施するとともに、学校と家庭が連携した「ノーテレビ・ノーゲームデー」を継続して実施するなど、家庭生活習慣の見直しに努めてまいります。

いじめと不登校の問題につきましては、小中学校において解決すべき最優先課題であります。いじめ等により児童生徒等の生命又は身体に重大な被害が生じる等の緊急時における対応についても協議を重ね、いかなる事態が発生しても学校、教育委員会と一体となり、迅速に対応するとともに、専任の青少年教育相談員を配置し、指導及び相談体制を強化しながら、いじめ防止と不登校対策について、積極的に取り組んでまいります。

学校教育施設の整備につきましては、児童生徒の学校生活に支障を来さないよう適切な維持・管理を実施してまいります。

小中学校の再編につきましては、全国的に少子化が進む中、本町においても児童生徒の減少がみられるとともに、一部の校舎で老朽化が進んでいることから、保護者及び地域住民と意見交換を重ね、理解が深まるよう努めてまいります。

防災教育につきましては、各小中学校において「わが校の安全・安心」を作成し、児童生徒の防災意識を高めるための取組を行っております。更に、原子力災害に備え、美里町原子力災害防災計画を基に避難マニュアルを学校ごとに見直し、町が実施する原子力災害避難訓練に引き続き参加してまいります。

学校給食につきましては、学校給食費の集金及び管理方法を見直し、本年度から町の予算に計上して収納管理してまいります。

次に、幼児教育について申し上げます。

幼児教育につきましては、子ども・子育て支援新制度が開始され、幼稚園と保育所との連携がこれまで以上に必要となることから、幼

保連携を一層深め、更なる就学前教育の充実に努めてまいります。

次に、文化財保護事業及び図書館事業について申し上げます。

無形民俗文化財の保護につきましては、町内の民俗芸能保存団体と地域住民の意欲高揚を図り、後継者の育成に努めます。埋蔵文化財については、貴重な遺跡の損壊が懸念されることから、発掘調査により適切に保護・保存してまいります。また、地域に残る文化財につきましては、保護・保存を進めるとともに、文化的・歴史的価値の高いものについては、有識者の意見を踏まえ町の文化財に指定してまいります。更には、それらの貴重な文化財を活用した歴史学習の実践にも努めてまいります。

図書館事業につきましては、町民皆様の読書活動や学習活動を支援するため、宮城県図書館や他市町の図書館との連携を図りながら、なお一層のサービス充実に努力するとともに、適切かつ公正な選書を基本に、小牛田図書館と南郷図書館の利用者の拡大と図書館事業の周知に努めてまいります。また、幼稚園、保育所及び小中学校などの関係機関との連携を強め、ボランティアの方々の協力を得ながら、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

以上、平成28年度の施政方針について、所信を申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様に、御理解を賜りますとともに、今後の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。

